

公表第1号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査並びに同条第7項に基づく
出資団体及び財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成24年1月30日

久留米市監査委員	島原修一
久留米市監査委員	大脇久和
久留米市監査委員	田中多門
久留米市監査委員	青柳雅博

財務監査及び事務監査報告

第1 監査の対象及び期間

対象部局等	課 等 内 訳	期 間
企 業 局 上 下 水 道 部	総務、経理課、料金課、上水道建設課、 上水道給水課、浄水管理センター、下水道業務課、 下水道建設課、下水道施設課、田主丸事務所、 北野事務所、城島事務所、三漕事務所	平成23年11月4日 ～12月28日

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成23年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

また、旅費、食糧費、時間外勤務手当、自動車借上料、賃金、補助金、契約事務等を重点項目として実施するとともに、近年、公正で能率的な行政の確保に対する社会的な関心が一段と高まってきている中、行政の組織、人員、事務処理方法その他の行政運営全般についても、その「経済性、効率性及び有効性」の観点から監査対象として位置付けた。

第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

事務監査

〔上下水道部〕

所管する任意団体の次年度への繰越金については、改善のための取組はなされており、その推移を見ると減少しているものの、いまだ適正といえるまでの状況には至っていないものがあるので、収入・支出の両面から、対策を検討し、早期に繰越額の適正化が図られるよう更に努力されたい。

財務監査

〔臨時職員賃金支給事務〕

- 1 臨時職員の賃金を支払う際に、早退・遅刻の合計時間数を実際より少なく算定したことにより、賃金から減額すべき金額に不足を生じているものがある。《戻入済》 (上下水道部)
- 2 臨時職員の任用の更新において、決裁手続がないまま、辞令書を作成しているものがある。 (上下水道部)

〔契約事務〕

- 1 日付欄に記載のない見積書を受領しているものがある。 (上下水道部)
- 2 契約書において、十分な認識がなされずに、損害賠償請求の要件について、久留米市にとって民法の規定よりも不利になっているものがある。 (上下水道部)
- 3 契約書において、相手方の責により契約の履行期限までに業務を完了することができなかった場合の遅延損害金を算出する率及び、市が支払う場合の遅延利息の率は、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に基づいて財務大臣が決定した率を根拠とすべきであるが、その率と異なる率を記載している。 (上下水道部)

出資団体監査報告（１）

（財団法人 久留米市開発公社）

第１ 監査の対象団体、期間及び実施形式

対象団体	期 間	監査実施形式
財団法人 久留米市開発公社	平成２３年１１月２４日 ～平成２３年１２月２８日	実地監査

第２ 監査の範囲及び方法

今回の監査は、出資団体の平成２２年度事業及び平成２３年度事業について、当該事業によって出資目的は達成されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

なお、監査委員 青柳 雅博は、地方自治法第１９９条の２の規定により、除斥された。

第３ 出資の内容

１ 出資の名称

財団法人久留米市開発公社 出えん金

２ 設立（出資）の目的

本公社は、久留米市と一体となり久留米市総合計画の趣旨にのっとり、久留米市内既成市街地及び周辺地帯の地域特性に即応した開発のために必要な事業を行い、もって市勢の発展に貢献することとを目的とする。

３ 基本金及び市出資金（平成２３年３月３１日現在）

(1) 基本金 １,８００,０００円

(2) 市出資金 １,８００,０００円

第４ 監査の結果

事務・事業は、出資の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部について、次のとおり検討又は是正を要する事項が認められた。

１ 当財団と久留米市土地開発公社の役割・今後のあり方の検討に当たっては、財産整理や借入金処理などについての大きな方針の整理が必要になることから、十分な情報収集とその綿密な分析による的確な判断に基づき課題整理を行うなど、計画性をもって進められたい。

２ 理事会の決議又は承認によって行われるべき規程の改正が、常務理事の決裁によって行われているものがある。

出資団体監査報告（２）

（公益財団法人 久留米市生きがい健康づくり財団）

第１ 監査の対象団体、期間及び実施形式

対象団体	期 間	監査実施形式
公益財団法人 久留米市生きがい健康づくり財団	平成２３年１１月２４日 ～平成２３年１２月２８日	実地監査

第２ 監査の範囲及び方法

今回の監査は、出資団体の平成２２年度事業及び平成２３年度事業について、当該事業によって出資目的は達成されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第３ 出資の内容

１ 出資の名称

公益財団法人 久留米市生きがい健康づくり財団 出資金

２ 設立（出資）の目的

本財団は、久留米市民に対して、生きがいづくりに関する事業、健康づくりに関する事業、子育て支援・児童の健全育成に関する事業及び地域社会の振興に関する事業を行うことにより、誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。

３ 基本金及び市出資金（平成２３年３月３１日現在）

- (1) 基本金 １５,０００,０００円
- (2) 市出資金 １５,０００,０００円

第４ 監査の結果

事務・事業は、出資の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部について、次のとおり検討を要する事項が認められた。

当財団の業務の見直しについては、久留米市における保健師業務に関する検討内容が事業に与える影響なども含め、組織の将来を展望しながら、十分な現状分析、課題整理、その対応策などを踏まえ、これまでの業務知識・経験などを活かし市民サービスの維持・向上が図られるよう、久留米市とともに検討を進められたい。

出資団体監査報告（ 3 ）

（財団法人 久留米市体育協会）

第1 監査の対象団体、期間及び実施形式

対象団体	期 間	監査実施形式
財団法人 久留米市体育協会	平成23年11月24日 ～平成23年12月28日	実地監査

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、出資団体の平成22年度事業及び平成23年度事業について、当該事業によって出資目的は達成されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第3 出資の内容

1 出資の名称

財団法人 久留米市体育協会 出えん金

2 設立（出資）の目的

本財団は、すべての市民がスポーツに参加することを目指し、各種スポーツ大会等の開催及び援助、スポーツ指導者の養成等を通じ、生涯スポーツの普及振興を図り、もって市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

3 基本金及び市出資金（平成23年3月31日現在）

- | | |
|----------|--------------|
| (1) 基本金 | 100,000,000円 |
| (2) 市出資金 | 85,000,000円 |

第4 監査の結果

事務・事業は、出資の目的に従っておおむね適正に執行されていた。

財政援助団体監査報告

(社団法人 久留米広域勤労者福祉サービスセンター)

第1 監査の対象団体、期間及び実施形式

対象団体	期 間	監査実施形式
社団法人 久留米広域勤労者福祉サービスセンター	平成23年11月24日 ～平成23年12月28日	実地監査

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成22年度及び平成23年度の財政援助に係る事業について、当該事業は、援助の目的・条件に従って実施されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第3 財政援助の内容

1 財政援助の名称 (所管部局)

社団法人 久留米広域勤労者福祉サービスセンター 補助金 (商工観光労働部)

2 財政援助の目的

中小企業勤労者のための総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業勤労者の福祉の向上を図り、もって中小企業の振興及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

3 事業費及び財政援助の額 (平成22年度決算)

(1) 事業活動費 181,258,932円

(2) 援助費 14,409,000円

第4 監査の結果

事務・事業は、財政援助の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部について、次のとおり検討を要する事項が認められた。

1 福利厚生事業においては、多岐にわたる事業メニューがあるが、過去3年間の年間利用者数が極端に少ない状況が続いているものや、年度によって利用者数の変動が大きいものなど、利用者のニーズに合わなくなっている事業があるように思われる。現在実施中のアンケートの結果も踏まえ、事業メニューの設定に当たっては、利用者のニーズとの整合を図るよう努められたい。また、今後においても定期的な情報収集とその検証のもと、社会・経済情勢や中小企業勤労者のニーズに応じた的確な事業の展開を図られたい。

2 財産目録において、固定資産の基金や積立金のうち、当面使用する計画がないものや、流動資産の中に、固定資産の定期預金と比較しても大きな金額であって、数年来使用されず、今後も特段の使用予定のないものが、普通預金により保有されている。これらについては、より有利な財産の保有方法を考慮すべきと思われるので、検討のうえ、必要な整理を行われたい。